

平成 20 年 5 月 20 日

厚生労働省「第 10 回今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」

## 有期契約労働者の育児休業

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

研究員 池田心豪

## 1 報告の目的とポイント

## 目的

2005 年 4 月の改正育児・介護休業法（以下、「改正法」という。）施行後の有期契約労働者の育児休業取得状況と有期契約労働者のニーズの分析から、有期契約労働者の育児休業取得が進むための課題を明らかにする<sup>1</sup>。

※ 改正法で育児休業の対象となった有期契約労働者

次の①・②・③の条件をいずれも満たす者

- ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- ② 子が 1 歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること
- ③ 子が 1 歳に達する日から 1 年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

→ 改正前より、形式上有期契約であっても「期間の定めのない契約と実質的に異なる状態」の労働者は育児休業の対象

分析結果のポイント：「有期契約労働者の育児休業等の利用状況に関する調査<sup>2</sup>」

（労働政策研究・研修機構 2007 年）

- ① 有期契約労働者を雇用する事業所の約 8 割には、反復更新して継続的に雇用している有期契約労働者がいる。
- ② 有期契約労働者の育児休業制度の規定がある事業所の約 3 分の 2 は法改正に合わせて有期契約労働者を対象としている。育児休業を取得した有期契約労働者はまだ少ないが、反復更新して継続的に有期契約労働者を雇用している事業所に育児休業取得実績がある。また、有期契約労働者を対象とする育児休業の規定がある事業所は休業取得者のいる割合が相対的に高い。
- ③ 有期契約労働者の育児休業ニーズは高い。しかし、労働時間が週 30 時間以上の層は、現在の勤務先での雇用継続希望とともに、子育てしやすい別の勤務先に移る希望も高い。
- ④ 多くの事業所は、ニーズ調査や労使協議などの方法で、有期契約労働者の両立支援ニーズを把握することをしていない。ニーズを把握しかつ有期契約労働者の育児休業制度の規定を設けている事業所は、育児休業取得実績が高い。

<sup>1</sup> 本報告は、JILPT 労働政策研究報告書 No.99『有期契約労働と育児休業－継続雇用の実態と育児休業の定着に向けた課題－』（近刊）の内容を本研究会の趣旨に沿って再構成したものである。

<sup>2</sup> 調査概要は巻末を参照。

## 2 有期契約労働者の継続雇用状況

約 8 割の事業所が、更新回数の上限なく契約更新（反復更新）している（図表 1）

図表1 各就業形態の契約更新と更新回数の上限の有無（事業所調査） (%)

	回数の上限なく更新する	更新あるが回数の上限あり	更新なし	合計
特定職種の契約社員	81.3	5.3	13.5	100
短時間パートタイマー	82.6	3.3	14.1	100
その他パートタイマー・契約社員	85.9	6.1	8.0	100
嘱託社員	79.6	17.0	3.4	100

  

	反復更新する者がいる	雇止めの明らかな者のみ	合計
	81.9	18.1	100

※ 事業所調査の結果は抽出率にもとづいて復元している（以下、同様。）。

※ 以下では「回数の上限なく更新する」契約を「反復更新する契約」、「更新あるが回数の上限がある」か「更新なし」を「雇止めの明らかな契約」と呼ぶ。

更新のある契約においては約 9 割の事業所が「特段の事情がない限り更新」（図表 2）

図表2 更新回数の上限の有無別 契約更新の基準（事業所調査・更新のある就業形態） (%)

	更新回数の上限	特段の事情がない限り更新するか			合計
		はい	いいえ	無回答	
特定職種の契約社員	ある	90.0	6.3	3.8	100
	ない	91.0	7.7	1.3	100
短時間パートタイマー	ある	83.7	14.3	2.1	100
	ない	95.3	2.6	2.1	100
その他パートタイマー・契約社員	ある	88.7	8.4	2.9	100
	ない	96.5	2.2	1.3	100
嘱託社員	ある	76.2	12.8	11.0	100
	ない	94.2	4.9	1.0	100

「反復更新する」契約では 8 割以上が 1 年以内の契約期間（図表 3）

図表3 契約更新状況別契約期間（事業所調査） (%)

		1カ月以内	1カ月超～3カ月	3カ月超～6カ月	6カ月超～1年	1年超～2年	2年超～3年	3年超	無回答	合計
反復更新	特定職種の契約社員	0.6	5.1	5.3	76.7	2.8	0.8	8.7	0.1	100
	短時間パートタイマー	0.5	5.4	17.5	62.4	6.7	0.3	4.1	3.0	100
	その他パートタイマー・契約社員	1.0	4.6	13.7	68.7	6.9	0.4	0.9	3.9	100
	嘱託社員	0.5	0.3	9.3	81.3	3.7	0.5	1.2	3.2	100
雇止めが明らかな	特定職種の契約社員	0.0	0.0	2.7	52.6	1.2	0.4	21.5	21.7	100
	短時間パートタイマー	0.0	11.7	9.5	27.5	9.1	3.7	14.2	24.2	100
	その他パートタイマー・契約社員	1.2	4.4	5.9	47.5	2.3	1.4	25.2	12.2	100
	嘱託社員	7.9	0.0	1.0	68.5	11.1	2.3	6.5	2.6	100